

## [事案 29-275] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

受け取った死亡保険金額が契約時に募集人に要望していた金額と異なることを理由として、差額の死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者が死亡したため、平成 17 年 8 月に契約した終身保険にもとづき死亡保険金を受け取ったが、以下の理由により、受取済死亡保険金と契約時に募集人に要望していた死亡保険金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人には、希望する月払保険料と死亡保険金額を伝えたいと申し出ており、募集人から、異なる死亡保険金額の契約との説明は受けていないため、本契約の死亡保険金額は希望する金額であると信じていた。
- (2) 申込書の被保険者の署名は、本人の筆跡ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、月払保険料と死亡保険金額が記載された申込書により加入申込みがされている。
- (2) 仮に、被保険者の署名が本人の自署でなかったとしても、死亡保険金額が申立人の主張する金額になることはない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は亡くなっているため、事情聴取は実施できなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明に問題があったとは認められず、申立人の主張する死亡保険金額の契約が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。